

## 競争参加停止措置の概要

1. 競争参加停止措置業者名：新明和工業（株）

業者の住所：兵庫県宝塚市新明和町1-1

2. 競争参加停止措置期間：2025年12月2日～2026年2月1日  
（2か月）

### 3. 事 実 概 要：

極東開発工業株式会社及び新明和工業株式会社（以下「当該業者」という。）は、かねてから、月1回の頻度で開催する2社の部長級の者の会合において、特定特装車製品の販売価格等に関する情報交換を行っていたところ、鋼材等の特定特装車製品の原材料の価格が高騰していたことから、遅くとも令和4年2月4日までに、同年4月1日以降に販売する特定特装車製品の販売価格を引き上げることを合意した。

また、当該業者は、令和4年4月以降も、鋼材等の価格が引き続き高騰していたことから、遅くとも令和5年2月7日までに、同年4月1日以降に販売する特定特装車製品のうち特に販売価格の引上げが必要であった塵芥車（じんかいしゃ）に取り付けられる架装物及びテールゲートリフタの販売価格を更に引き上げることを合意した。

前記のとおり、当該業者は共同して、特定特装車製品の販売価格を引き上げる旨を合意することにより、公共の利益に反して、我が国における特定特装車製品の販売分野における競争を実質的に制限していた。

令和7年9月24日、公正取引委員会は、上記の行為は独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反するものであるとして公表した。

### 4. 競争参加停止措置理由：

新明和工業株式会社が独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたことは、「阪神高速道路株式会社競争参加停止等取扱要領」別表第2第4号「独占禁止法違反行為」に該当するため

〈競争参加停止要領 別表第2〉

措置要件	期間
1～3 略	
4 近畿地区の地域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号及び第11号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から2か月以上9か月以内
5～15 略	